

附属機関等の会議の概要

附属機関等の名称	埼玉県幸手保健所感染症診査協議会
所管担当課所名	埼玉県幸手保健所
担当名・電話番号	保健予防推進担当 0480-42-1101
開催の日時	令和7年12月10日(水) 12:50~13:10
開催場所	埼玉県幸手保健所 ミーティング室
出席者	高杉知明、三島秀康、満木葉子、會田明美
議事の概要	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条の規定による就業制限、第19条の規定による応急入院、第20条第1項の規定による本入院及び第20条第4項の規定による入院期間の延長、並びに第37条の2第1項規定による申請に基づく費用に関し必要な事項を審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第18条第1項の規定による就業制限 0名 ・第19条の規定による応急入院 0名 ・第20条第1項の規定による本入院 0名 ・第20条第4項の規定による入院期間の延長 2名 ・感染症法第37条の2 1名